

長崎県総務部情報政策課関連情報システム改修業務委託 制限付き一般競争入札試行実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、情報政策課が所管する「長崎県総務部情報政策課関連情報システム改修業務委託制限付き一般競争入札試行実施要綱」(以下、「入札試行実施要綱」という。)に基づいて実施する制限付き一般競争入札について、必要な事項を定めるものとする。

(業務に必要な経験及び技術を有すると認められる者)

第2 「入札試行実施要綱」の第4条第1項第2号に規定する「業務に必要な経験及び技術を有すると認められる者」とは、入札日の属する年度の前年度から前々年度までの間において、情報政策課が発注する情報システムに係るプログラムの開発又は修正若しくは保守を行う委託契約の履行完了の実績を有する者とする。但し、「情報システム開発等に係る業務委託成果等の評価試行実施要綱」による評価制度の対象業務の履行者については、評価結果の通知を受けていない者及び評価結果が良好でない者は、業務に必要な経験及び技術を有すると認められない。

(補則)

第3 この要領に定めるほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成22年5月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月16日から施行する。